日本国内データ通信サービス提供約款

施行日：2026年10月23日

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. ROKKODE株式会社（以下「当社」といいます。）は、本約款により、日本国内データ通信サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用者に提供します。
2. 本約款は、当社と利用者との間の通信サービスの提供および利用に関する共通の条件を定めるものです。
3. 本サービスに対応するeSIM商品の購入価格、決済、購入者の都合によるキャンセルその他売買に関する条件は、購入先との間の販売条件によります。購入先が独自に提供する特典、保証その他のサービスは、当社が自らの提供内容として明示した場合を除き、当社の提供内容には含まれません。
4. 購入先による案内は、本約款に定める通信サービスの共通条件を変更するものではありません。
5. 前二項は、当社が本サービスの提供について本約款または法令に基づき負う責任を制限するものではありません。

第2条（用語の定義）

本約款における用語の意味は、次のとおりとします。

用語	意味
利用者	本サービスに対応するeSIMを使用して本サービスを利用する者をいいます。
利用契約	当社と利用者との間の、本サービスの提供および利用に関する契約をいいます。
eSIM	通信に必要な情報を端末に記録することができる組込み型等のSIMをいいます。
eSIMプロファイル	本サービスへの接続に必要な契約者識別情報その他の情報を記録したプロファイルをいいます。
購入先	利用者または購入者に、本サービスに対応するeSIM商品を販売する事業者をいいます。

用語	意味
KDDIネットワーク	KDDI株式会社または沖縄セルラー電話株式会社が提供する移動体通信ネットワークをいいます。

第3条（約款の変更）

1. 当社は、民法その他の適用法令に従い、利用者の一般の利益に適合する場合、または利用契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合に、本約款を変更することがあります。
2. 当社は、本約款を変更するときは、変更する旨、変更後の内容および効力発生日を定め、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。法令により効力発生日までの周知、個別の通知または説明等が必要となる場合は、その定めに従います。
3. 変更後の本約款は、適用法令に従い、周知した効力発生日から適用されます。

第2章 利用契約と利用開始

第4条（利用契約と利用開始）

1. 当社は、購入先を通じて、本サービスに本約款が適用される旨を利用開始前に利用者へ案内し、利用者が本約款を閲覧できる状態に置きます。
2. 本サービスの利用開始をもって、利用者は本約款を利用契約の内容とすることに同意したものとみなします。当社への会員登録または別途の利用申込みは必要ありません。
3. 利用者は、案内された方法に従ってeSIMプロファイルのインストールその他必要な手続および設定を行うことにより、本サービスを利用できます。インストール等に、本サービス以外のインターネット接続が必要となる場合があります。
4. 利用契約の成立、eSIMの提供、インストールおよび初回通信は、それぞれ異なる時点となることがあります。利用期間の開始は、次条によります。
5. 利用者は、当該商品について案内された利用対象者および用途の条件に従うものとします。法令上必要な本人確認、未成年者について必要な法定代理人の同意その他利用に必要な確認が求められる場合は、その手続を行うものとします。

第5条（利用期間・容量・開始期限等）

1. 本サービスの利用期間、データ容量、利用開始期限、通信速度の上限、テザリングの利用条件および容量超過後の取扱いは、商品・プランごとに異なり、当該eSIMに適用される条件として購入時または提供時に示される案内によります。利用者は、利用開始前にこれらを確認するものとします。
2. 利用期間の起算、日数の計算および利用終了の日時は、当該eSIMについて案内された条件によります。利用開始期限までに通信がない場合にも利用期間が開始する取扱いがあるときは、その旨および期限を利用者に案内します。

3. 利用期間が満了したときは、残りのデータ容量があっても、本サービスの利用は終了します。データ容量を超過したときは、当該eSIMの条件に従い、通信速度の制限または通信の停止が行われます。
4. 利用者が通信を行わない場合、または利用者の申出もしくは利用者に起因する事由により利用を停止している場合も、別途案内した場合を除き、利用期間は進行します。当社による提供上の問題や通信障害等については、第15条によります。
5. 本サービスは、別途明示した場合を除き、自動更新されません。利用期間の延長、容量の追加、プラン変更等は、提供される商品に限り、案内された条件および申込方法によります。利用者の申込みまたは同意なく、これらに伴う追加料金が発生することはありません。
6. 商品・プランの追加、販売終了または販売ページの更新だけを理由として、既に購入されたeSIMの適用条件が当然に変更されることはありません。利用中または未開通のeSIMに関する条件を変更する場合は、必要な同意その他適用法令上の要件を満たした上で、第3条および第13条の関係する手続に従います。

第3章 通信サービス

第6条（サービスの内容と提供区域）

1. 本サービスは、当社がKDDIネットワークを利用して日本国内で提供する、モバイルデータ通信専用のサービスです。
2. 本サービスには、音声通話、SMS、本サービスの回線による緊急通報、MNPおよび国際ローミングは含まれません。日本国外では利用できません。
3. 本サービスは、KDDIネットワークのサービスエリア内で利用できます。ただし、建物内、地下、山間部、海上その他電波の伝わりにくい場所や混雑等の状況では、エリア内でも利用できない場合があります。
4. 5G通信その他特定の通信方式の利用には、対応端末、対応周波数帯および提供エリア等の条件を満たす必要があります。端末やネットワークの状況により、対応する他の通信方式で接続される場合があります。
5. 公衆Wi-Fi等の付帯サービスが商品に含まれる場合、その内容、提供者および利用条件は当該サービスの案内によります。

第7条（通信速度と通信品質）

1. 本サービスはベストエフォート型の通信サービスです。当社は、特定の通信速度、遅延時間、常時接続または特定の場所での接続を保証しません。
2. 通信速度および品質は、利用場所、利用時間帯、混雑、端末、設定、電波状況、通信先設備、保守または障害等により変動します。表示される最大速度または速度上限は、実際にその速度で通信できることを保証するものではありません。
3. 通信量は、本サービスに用いる通信設備等で計測します。端末上の表示と異なる場合や、利用量・残量・接続状態等の案内への反映に時間を要する場合があります。これらに疑義がある場合は、第14条の窓口へ問い合わせることができます。
4. 本条は、当社による調査・復旧その他第11条および第15条に定める対応を免除するものではありません。

第8条（通信利用の制限と禁止行為）

1. 当社または通信網の提供事業者は、災害等における重要な通信の優先、混雑の緩和、利用者間の公平の確保、ネットワークの安全または安定的な運用のために必要な範囲で、通信時間、速度、通信量または特定の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の制限には、通信容量の上限がない商品において、大量または継続的な通信等がネットワークの運用に支障を及ぼすおそれがある場合の制御を含みます。商品ごとの容量超過等による制限は、第5条によります。
3. 利用者は、法令または公序良俗に反する行為、不正アクセス、詐欺、マルウェアの配布、迷惑通信、他人の権利の侵害、通信設備または他の利用者の通信を妨害する行為を行ってはなりません。
4. 利用者は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。また、反社会的勢力に本サービスを利用させ、または本サービスをその利益のために利用してはなりません。
5. 当社は、制限を行う場合、可能な範囲でその内容を案内します。不正利用の防止や緊急対応のため、個別の制御基準の公表または事前の案内を行うことが適切でない場合は、この限りではありません。

第4章 端末とeSIM

第9条（利用端末と設定）

1. 利用者は、本サービスの利用に必要な端末および通信環境を、自らの費用と責任で準備するものとします。
2. 利用端末は、eSIM、本サービスで用いるKDDIネットワークの周波数帯および通信方式に対応し、SIMロックが解除され、その他当該商品について案内された端末条件を満たす必要があります。また、日本国内での使用が法令上認められる端末でなければなりません。
3. 同一の端末名でも、販売国、型番または地域モデルにより対応状況が異なる場合があります。利用者は、購入前に、利用予定の端末が必要な条件に対応していることを確認するものとします。
4. 本サービスの利用には、APNその他の通信設定を手動で行い、または既存の通信設定を確認・変更する必要がある場合があります。利用者は、案内された設定方法に従って設定するものとします。
5. 当社は、すべての端末、OS、アプリケーションまたは他社サービスでの動作を保証しません。利用できない場合の調査および対応は、第15条によります。

第10条（eSIMの取扱い）

1. 利用者は、eSIMプロファイル、QRコード、アクティベーションコードその他利用に必要な情報を適切に管理し、第三者に不正に利用させてはなりません。

2. eSIMプロファイルのインストールは1回限りです。インストール後にプロファイルを削除した場合、同じQRコード等を用いて再インストールすることはできません。また、インストール済みのeSIMを他の端末に移行することはできません。
3. 利用者の誤操作によりプロファイルを削除した場合、当社は代替のeSIMを無償で提供しません。ただし、当社の提供上の不備による場合または法令に基づく場合は、第15条に従って対応します。
4. 利用者は、不具合の調査中は、案内された場合を除き、プロファイルを削除しないものとします。削除等により確認に必要な情報が失われた場合、調査や対応に支障が生じることがあります。
5. 紛失、漏えいまたは不正利用のおそれがある場合、利用者は速やかに第14条の窓口へ連絡するものとします。当社は、必要に応じて当該eSIMの利用停止その他の措置を行います。
6. 利用者は、当社が認める場合を除き、eSIMプロファイルまたは本サービスを利用する権利を転売、貸与その他第三者に移転してはなりません。実際の利用者に利用させる目的で、利用開始前に購入者から当該利用者へeSIMを渡すことは、これに含みません。

第5章 中断・停止・終了

第11条（通信の中断と復旧）

1. 当社は、通信設備の保守、点検、修理、工事、KDDIネットワーク等の障害、停電、災害、サイバー攻撃その他やむを得ない事由により、本サービスの全部または一部を中断することがあります。
2. 当社は、予定された中断については可能な限り事前に、緊急その他事前の案内が困難な場合は中断後速やかに、判明している影響および対応状況を適切な方法で案内します。
3. 当社は、中断の原因を調査し、通信網の提供事業者等と必要な連携を行い、速やかな復旧に努めます。災害等の場合、公共の利益のために必要な通信の復旧を優先することがあります。
4. 中断による利用不能等への対応は、第15条および第16条によります。

第12条（利用停止と終了）

1. 当社は、利用者が本約款に違反し、不正利用が認められ、またはネットワークや他の利用者に重大な支障を及ぼすおそれがある場合、必要な範囲で利用を停止することがあります。法令に基づく停止等の要請を受けた場合も同様とします。
2. 当社は、停止に先立ち、理由および停止の範囲等を通知し、是正できる違反については合理的な是正の機会を設けます。ただし、被害の拡大防止その他緊急の必要がある場合は、事前の通知なく停止し、事後速やかに案内することがあります。
3. 当社は、停止の原因が解消し、利用期間が残っている場合、必要な確認を行って利用を再開します。重大な違反がある場合、または是正を求めても合理的な期間内に是正されない場合は、理由を通知して利用契約を解除することがあります。第8条第4項に違反した場合は、前項に定める是正の機会を設けることなく、理由を通知して利用契約を解除することがあります。緊急の必要がある場合は、解除後速やかに通知します。

4. 利用期間の満了その他当該eSIMについて案内された終了条件が生じたときは、本サービスの提供は自動的に終了し、利用契約も終了します。この場合、利用者による終了の申出は必要ありません。停止中の利用期間については第5条第4項、利用不能等への対応については第15条によります。

第13条（サービスの変更と廃止）

1. 当社は、通信網の提供条件、技術、法令または事業の状況の変化等により、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部の提供を終了することがあります。
2. 当社は、変更または提供終了を行う場合、内容、実施日、対象となる利用者および必要な対応を、法令に従って事前に周知します。やむを得ず事前の周知が困難な場合は、法令上事前の周知が必要な場合を除き、判明後速やかに周知します。新規販売の終了、未開通のeSIMおよび利用中のeSIMへの影響は、それぞれ区別して案内します。
3. 当社は、既に購入されたeSIMについて、可能な限り案内済みの範囲で利用できるよう対応します。提供を継続できない場合の対応は、第15条によります。
4. 変更に伴い本約款を変更する場合は、第3条に従います。

第6章 問い合わせと責任

第14条（問い合わせと苦情の受付）

1. 本サービスの利用、接続設定、不具合および購入に関する問い合わせは、通常、購入先が案内する窓口で受け付けます。
2. 当社は、通信サービスの提供に関する問い合わせおよび苦情について、購入先と必要な連携を行い、適切かつ迅速に調査・対応します。
3. 利用者は、購入先の窓口を通じて、調査に必要な範囲で、対象eSIMを識別する情報、端末の型番、設定状況、発生日時および問題の内容等を提供し、確認に協力するものとします。
4. 問い合わせ窓口の連絡方法、対応言語および受付時間は、購入先の案内によります。

第15条（利用不能等への対応）

1. 当社は、eSIMの利用に必要な情報が提供されない場合、プロファイル等に不具合がある場合、または本サービスを利用できない場合、申告内容および通信状態等を確認し、必要に応じて通信網の提供事業者に調査を依頼します。
2. 当社の提供上の不備が確認された場合の通常の対応は、購入先を通じた代品eSIMの提供とします。
3. 本サービスの未提供その他当社の履行に問題がある場合、利用者は、それぞれ法令に定める要件に従って、履行の請求、契約の解除、対価の減額・返還その他の権利を行使できます。当社は、その要件を満たす場合、対象となる未提供部分等について必要な対応を行います。
4. 当社は、本条に基づく通常の対応として購入代金の返金は行いません。ただし、法令により当社が対価の返還等の義務を負う場合は、購入先と必要な調整を行い、その定めに従って対応します。

5. 端末の非対応、必要な設定の未実施、利用者によるプロファイルの削除等に起因する問題については、当社は、確認結果および可能な対処方法を案内します。これらが当社の提供上の不備によらない場合、当社は、別途明示した場合または法令に基づく場合を除き、無償の再発行・代替提供等を行う義務を負いません。
6. 購入者の都合によるキャンセル・返金は、購入先の販売条件によります。ただし、当社の債務不履行に基づく権利その他法令上認められる権利を制限するものではありません。
7. 本条の対応と、利用不能等によって生じた損害の賠償は区別し、損害賠償については次条によります。

第16条（損害賠償と責任の範囲）

1. 当社は、本サービスの提供について、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により利用者に損害を与えた場合、適用法令に従って損害賠償責任を負います。
2. 当社または当社の代表者もしくは使用する者の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスに関して当社が利用者に対して負う損害賠償の総額は、当該損害に係るeSIMについて購入先に支払われた購入代金（税込）を上限とします。ただし、当該購入代金が0円である場合、合理的に特定できない場合、または法令によりこの上限の適用が認められない場合は、この上限を適用せず、第1項に従って責任を判断します。
3. 通信速度の変動、端末・設定の問題、通信網の障害または不可抗力等に関する当社の責任は、本約款に定める提供内容、原因および適用法令に従って判断されます。KDDIネットワーク等に原因があることだけを理由として、当社の責任の全部が当然に免除されるものではありません。
4. 前条による代品の提供その他の是正や、法令に基づく対価の返還等は、第2項の損害賠償とは区別し、同項の上限を理由に制限されるものではありません。これらの対応は、利用者が本条に従って損害賠償を請求することを妨げません。同一の損失について既に返還等が行われた場合は、適用法令に従って調整します。
5. 利用者が、その責めに帰すべき事由により本約款に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合も、適用法令に従って責任を負うものとします。

第7章 情報の取扱い

第17条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、通常のeSIMの発行および利用において、利用者の氏名およびメールアドレスを取得しません。本サービスの提供、eSIMの管理、障害調査、利用不能等への対応、不正利用対策および法令遵守に必要な範囲で、ICCID等のeSIM識別情報、端末識別情報、接続・利用状態、通信量、技術ログおよび問い合わせ時に提供される情報等を取り扱います。
2. 当社は、前項の目的に必要な情報を、利用者、購入先または通信網の提供事業者から適法に取得し、同じく必要な範囲でKDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社その他の関係事業者と共有することがあります。本人の同意その他法令上必要な手続が求められる場合は、その手続を行います。

3. 購入先が販売・決済等のために取得する情報は、購入先のプライバシーに関する案内によります。当社がこれらの情報を取得する場合は、当社自身の取扱いについても法令に従います。
4. 当社は、個人情報等を法令に従って適切に管理します。利用目的、提供先、保存および開示等の請求に関する詳細は、本サービスに関する当社のプライバシーの案内で公表します。

第18条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法その他の適用法令に従い、利用者の通信の秘密を保護します。
2. 当社は、通信の秘密に関わる情報について、通信の提供・維持、障害対応、不正利用対策等のため法令上認められる場合、法令に基づく開示を行う場合、または適法な同意を得た場合に限り、必要な範囲で取り扱います。個別の同意等が必要な取扱いについては、別途必要な手続を行います。

第8章 雑則

第19条（通知と言語）

1. 当社は、本サービスに関する周知を、当社ウェブサイトへの掲載その他利用者が確認できる適切な方法により行います。利用者への個別通知は、原則として購入先を通じて行います。法令上、個別の通知、事前の周知または特定の方法が必要な場合は、その定めに従います。
2. 本約款およびその改訂内容は、当社ウェブサイト等で閲覧できるようにします。購入先を通じて案内する場合も、利用者が確認できる方法によるものとします。
3. 本約款の日本語版と翻訳版との間に相違がある場合は、日本語版を優先します。ただし、この定めは、法令上必要な説明または利用者の権利を制限するものではありません。

第20条（準拠法と紛争解決）

1. 本約款および利用契約には、日本法を適用します。ただし、利用者に適用される強行法規による保護を排除するものではありません。
2. 本サービスに関して問題が生じた場合、当社および利用者は、まず第14条の窓口を通じて解決に努めるものとします。この定めは、裁判その他法令上認められる手続の利用を妨げません。
3. 利用契約に関する訴訟は、適用法令に従って管轄権を有する裁判所で取り扱うものとします。
4. 本約款のいずれかの定めが法令により無効となる場合も、その他の定めは、その性質上可能な範囲で引き続き適用されます。